

「プロヴィデンス『入植誓約文』」にみる 政教分離思想とロジャー・ウィリアムズの関係

中山 勉

序 「プロヴィデンス『入植誓約文』」

アメリカ合衆国，ロードアイランド州の創設者とされるロジャー・ウィリアムズ（c.1603-1683）は，当地での拓殖開始時に「プロヴィデンス『入植誓約文』」と呼ばれる社会契約文書を作成している。これは研究者の間で人類史上初めて政教分離原則を明文で定めたものとして認められ，合衆国憲法修正第一条の思想的淵源ともされている。

一般に政教分離は「制度的保障」と位置づけられ，信教の自由を保護・強化するためのひとつの手段にすぎないとされることもある⁽¹⁾。たとえばイングランドは現在でも国教会制度を採るが信教の自由は保障されており，その意味で彼の地では政教分離は不要の概念ともいえる。また，ドイツの公立学校では，正規の授業として教義に沿った宗教教育が行われている⁽²⁾。2011年の7月に大量殺人事件が起きたノルウェーはプロテスタント・ルター派の国教制度を採用するが，容疑者は国内に増えるムスリムに反感を募らせ，凶行に及んだとされる。つまりノルウェーにおいても国教制度と異教徒たるムスリムの増大（つまりイスラム信仰の自由）に矛盾はなく，のみならず，容疑者も国教制度を根拠にして自らの反イスラム思想を正当化しようとはしていない。

このように，時に二次的な位置づけを与えられる政教分離であるが，それにも拘わらず，ロジャー・ウィリアムズこそその始祖であるといわれる時，私たちはウィリアムズの業績に信教の自由とは別の，さらに大きな歴史的意義を感じとる。なぜなら，自由そのものは言説として述べたり，書いたりすることはいくらでも可能であるが，政教分離は——それが「制度」であるがゆえに——，信教の自由を真摯に，現実を考える者のみが到達しうるひとつの結論であるからである。どんな独裁も専制も「寛容」を説くことはできるし，そのような歴史的な実例にも事欠かない。しかし政教分離は意識せずとも立憲主義を前提とせざるを得ず，その意味でおそろしく近代的概念である。17世紀の前半にこれを実行していたロジャー・ウィリアムズに賞賛の声が集中するのは，この意味で至極当然の現象なのである。

政教分離は，歴史的にはロジャー・ウィリアムズによるプロヴィデンス「入植誓約文」を嚆矢とし，ヴァージニア州「信教自由法」^(ママ)などを経て，アメリカ合衆国の憲法修正第一条に成文化された理念である…。森本あんり，「ロジャーウィリアムズに見る政教分離論の相克」⁽³⁾

迫害され，抑圧されてきた者たちのための永遠の避難所，住処となる共同体を建設する

ために「入植誓約文」は書かれた。〔これを読むと〕構成員は自らの守備範囲を「宗教を除く世俗の事項に限」り、統治の領域、管轄から信仰の権利を除外することにより、その権利を保障していることが見て取れるだろう。Straus, O. S., *Roger Williams : The Pioneer of Religious Liberty*⁽⁴⁾

ウィリアムズの熟慮の結果、その内容において、マグナ・カルタを含んだそれまでの政治文書の中で最も傑出したとみなされるべき統治契約書〔「入植誓約文」のこと〕が採用され、署名された。それは人民により人民のために組織された政府を、ただ世俗権力だけの統制下に置いた。それは、すべての教会権力が除かれた純粋な民主主義の初めての例を提供した。Carpenter, E.J., *Roger Williams : A Study of the Life, Times and Character of a Political Pioneer*⁽⁵⁾

其の基礎を定めた契約〔「入植誓約文のこと」〕の中に、比等の分離派は、多数者の定めた法律に服従すべきことを約束したけれども、それは唯形而下の事のみについて（only in civil things）宗教のことは全然立法の問題たるを得ざることを宣言した。イエリネック, G. 著, 『人権宣言論 外三篇』（美濃部達吉訳）⁽⁶⁾

本稿でなされるのは、このような評価を得る「プロヴィデンス『入植誓約文』」の成立過程と意味内容を検討し、その実像を批判的に再構築する試みである。対象化されるのは、はたしてロジャー・ウィリアムズは本当に「政教分離」を思想していたのか、という新たな問いであるが、まずはじめに、ウィリアムズがこの誓約文を作成するまでの経緯につき瞥見しておく。

1635年9月に信仰上の理由からマサチューセッツを追放されたウィリアムズは翌年の春、4名の仲間と共に、ネイティブ・アメリカンのナラガンセット族から譲られた土地に定住を開始した。2年後の1638年3月24日にはこの譲渡行為を文書化し、後にプロヴィデンス・タウンと呼ばれるセツルメントを設置する。この段階では、ウィリアムズを含んだ最初期入植者の間にはお互いを拘束する社会契約文書は作成されていない。

これに伴い、ウィリアムズはマサチューセッツ総督のジョン・ウインスロップ宛に手紙を書き⁽⁷⁾、自らを含む家長を対象とした契約文書と、今後入植を希望する者を対象とした契約文書の合計ふたつの文案を示し、助言を求めることになる。これは、入植者が増えるにつれ、家長会議の評決に参加できないことを不服とし、議決権と平等の権利を要求する者が増えた等の事情を背景としている。要するに、組織が大きくなるにしたがい、その統治のために何らかの文書の必要が感じられてきたということだろう。私たちが今、「プロヴィデンス『入植誓約文』」と呼ぶのは、このうちの後者が発展して歴史的に固定したものである。内容は定説にしたがうと以下のように翻訳される。

我々、プロヴィデンス・タウンに居住を希望する下記の者は、タウン家長会議を構成する現在居住の家長および将来家長会議に加入を認められる者の多数決により合法的に、公共の安寧と福祉のため、定められるすべての命令と合意事項に、自ら進んで、また、たとえ異議が

あつても従うことを誓約するが、それは宗教を除く世俗の事項に限ることとする⁽⁸⁾。

「それ」は家長会議において多数決で決められることがらを意味し、宗教関係の領域にはこの会議は決定権限をもたないことが宣言されている。論者によって讃えられる政教分離関係個所であるが、ここにはいくつかの問題が潜在している。

1. 契約文書としての内容⁽⁹⁾

i. 英単語の意味

上記「入植誓約文」の英語による原文は以下のようになっている（古綴りは原文のママ）。

We whose names are hereunder desirous to inhabit in the towne of Providence do promise to subject ourselves in actiue or passiue obedience to all such orders or agreements as shall be made for publick good of or body in an orderly way by the major consent of the present Inhabitants maisters of families Incorporated together into a towne fellowship and others whome they shall admitt unto them *only in ciuill things*⁽¹⁰⁾.

イタリック部分が、研究者により「それは宗教を除く世俗の事項に限ることとする」と解釈される部分である。しかし原文には「宗教を除く」という語句はないので、これは訳者によって“*ciuill* (=civil)”の語意に足して補われたということになる。では、この追補ははたして妥当か、というのがこの「誓約文」に関する第一の問題である。というのは、もし妥当でなければ、ここはたとえば「それは市民的事項に限ることとする（家庭内の個人的なことには容喩しない）」程度の意味になり、政教分離とは関係がなくなるからである。

civil という語には、「(軍人・官吏に対して) 一般人の、民間(人)の；(武に対して) 文の(⇔military)；(僧に対して) 俗人の(⇔ecclesiastical)」また、「市民の個人的権利に関する」などの意味があるという⁽¹¹⁾。英英辞典では「1. connected with the people who live in a country : 2. connected with the state rather than with religion or with the armed forces : 3. involving personal legal matters and not criminal law : 4. polite in a formal way but possibly not friendly」と説明されている⁽¹²⁾。大きく時代を遡って1647年の英英辞典では「civilize, To make civil」という表記があるのみで見出し語に*civil*はない⁽¹³⁾。1785年の別の事典になると、「1. relating to the community ; political ; relating to the city or government. 2. relating to any man as a member of a community. 3. not in anarchy ; not wild ; not without rule or government. 4. not foreign ; intestine. 5. not ecclesiastical. 6. not natural. 7. not military. 8. not criminal. 9. civilized ; not barbarous.」と、かなり詳しく、現代にも通じる意味内容になっている⁽¹⁴⁾。

「宗教を除く世俗の事項」という訳は、したがってこれらの多くの意味の中から必ずしも順位の高くないひとつの意味を選択して補ったことになる。その選択の理由として「ロジャー・ウィリアムズは政教分離の始祖だから」といったのでは、論点先取の虚偽 (*assumptio non probata*) となり答えにならない。ここで検討しているのは、ロジャー・ウィリアムズを政教分

離の始祖として結論づけるのに「誓約文」は十分な根拠たり得るか、ということだからである。文章からだけでは安易に結論は出せないが⁽¹⁵⁾、少なくとも、上に見られるどの意味を当てはめても、「誓約文」はそれとして内容が通る、つまり政教分離文書である必然性はない、ということの確認できるだろう。

もともと上記の定訳を側面から援護する資料は存在する。当時の文献をみると、“civil”と“ecclesiastical”（教会の／宗教に関する）を対比的に用いる用例を目にすることが少なからずあるからである。たとえばウィリアムズのマサチューセッツからの追放に大きく関与しながらも、お互いに終生の親交を続けたジョン・ウィンスロップは1630年、英国から新大陸に渡るアルベラと名付けられた船中で「キリスト教における隣人愛のモデル」（*A Modell of Christian Charity*）という説教をものしているが⁽¹⁶⁾、その中で「世俗と教会の両方の意味において（both ciuill and esslesiastical）適正な形の政体の下で共存し交際することのできる場所を探し出すのは、相互の合意があつてのことである」云々と謳っている。仮にウィリアムズがこのような用例を念頭に置いていたなら、単に“only in ciuill things”といった場合、除かれるのはmilitaryやnaturalやforeignではなく、ecclesiasticalであることを指し示している、つまり暗黙のうちに「宗教を除く」と述べているのだ、ともいえるだろう⁽¹⁷⁾。

ii. 英文の構造

ところが、ここで“only in ciuill things”が通説のいう通りに「宗教を除く世俗の事項に限る」の意味であるとしてみても、その次にはそもそもの英文の構造に由来する問題が発生してくる。上記訳文は圏点を振った部分を意味の上において、「すべての命令と合意事項」に掛けている（これは管見の限りすべての研究に共通している）。つまり「世俗の事項に限られたすべての命令と合意事項に従うことを誓約する」と解釈しているが、虚心坦懐に原文を読んでみて、はたしてそう結論できるか、という問題である。

“only in ciuill things”という副詞句は、その前のwhomeに導かれる関係代名詞節の中にある。このような場合、英文解釈の常識として、副詞句は関係代名詞節の内容を修飾することになる。つまり“whome they shall admitt unto them only in ciuill things”で意味は完結し、「宗教を除く世俗の事項に限り、将来家長会議に加入を認められる（ところの）」という訳になるはずである。ところが定訳では上述の通り、“only in ciuill things”を、関係代名詞節から分離して、文章上は遙か前にあるorders or agreements as shall be madeに意味上で掛かるものとして理解している。

これはおそろしく無理のある解釈のように思える。もしも通説のように理解したいのなら、“only in ciuill things”の位置はたとえば以下のものでなければならないだろう。

We whose names are hereunder desirous to inhabitt in the towne of Prouidence do promise to subject ourselves in actiue or passiue obedience to all such orders or agreements as shall be made *only in ciuill things* for publick good of or body in an orderly way by the major consent of the present Inhabitants maisters of families Incorporated together into a towne fellowship and others whome they shall admitt unto them.

また、資料のままを前提するなら、訳文はたとえば以下になるべきだろう。

我々、プロヴィデンス・タウンに居住を希望する下記の者は、タウン家長会議を構成する現在居住の家長および、宗教を除く世俗の事項に限り将来家長会議に加入を認められる者の多数決により合法的に、公共の安寧と福祉のため、定められるすべての命令と合意事項に、自ら進んで、また、たとえ異議があっても従うことを誓約する。

下線部は、新参加者は家長会議の宗教に関する決定について発言権を持たないということを宣言している。プロヴィデンスの「現在居住の家長」は、信仰篤きピューリタンたるロジャー・ウィリアムズが率いる合議体として、世俗のことに限らず宗教的なことも討議・決定するが、「将来家長会議に加入」する者はそのうち「世俗の事項に限り」当事者能力を持つというのである。この背景には、宗教的純粋さを求めて大陸に渡ったウィリアムズらが、さらにその信仰ゆえにマサチューセッツを追われるという苦い経験を得、今後は自分たちの宗教的確信に対しては誰からも、将来の加入者にも容喙を許さないという、強い決意がみて取れる。宗教に関することがらは、初期拓殖者の聖域として囲われているのである⁽¹⁸⁾。ここにおいて、政教分離はなされていない。

このような文章構造に基づく異論に対しては、先の“*ciuill*”の語義の事情と同様に、当時はこのような文章が一般的であった、という指摘があるかも知れない。言葉は変化するものであるから、現在の文法とは異なる用いられ方がされていたのだと。この指摘の可否の確認のためには当時のすべての文書にあたる必要はなく、もっぱらウィリアムズが書いた文章に同様の構造を採るものがあるかどうかを調べればよい。ひとつでもあれば、なるほど通説を積極的に排除する理由はなくなる。

この「入植誓約文」は1638年に書かれたとされているが⁽¹⁹⁾、『ロジャー・ウィリアムズ書簡集 1632-1682⁽²⁰⁾』（全240頁）所収の143通の私信をすべてあたって、このような困難な理解を要求する文章はひとつも見あたらない。ウィリアムズには『アメリカ現地語案内⁽²¹⁾』（1643年）という別の著作があるが、これは、英国人にとってまったくの未知であったネイティブの言語を実地に習得し、それを分かりやすく紹介するという難事をやってのけた名著である。その著者たるウィリアムズが、自国語の文法規則にはずれた契約文書を作るなどということはおよそありそうなことではない。

それではなぜこのような読み違いが生じ、しかもそれが数百年に亘って世界中の研究者によって維持されたのだろうか。これに対しては、〈政教分離の始祖、ロジャー・ウィリアムズ〉という後年の著書から得たイメージによって作られたパラダイムがあまりにも強固で、そのシフトが困難であった、というしかないだろう⁽²²⁾。一度構築された範型から抜け出すのは、新たな範型がそれにとって代わるだけの力を持っていなければならない。本稿は、その「新たな範型」を提示しようとする試みでもある。

なお時代と国を異にしながら、我が国においても最高法規たる憲法の条文において、しかも同様に政教分離を定めた第89条において、類似の解釈論争が存在する。日本国憲法第89条の文

言は以下の通りである。

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

ひと言でこれを政教分離規定と呼んでいるが、良く読めば「又は」以下で挙げられているのは「宗教」とは関係のないことがらであるから、これを「政教分離」の枠内にとどめようとする、ある種の解釈操作が必要になってくる。そこで唱えられるのがいわゆる「中立性確保説」で、これは第89条を前段と後段に分けずに一気に読み下す手法のことをいう。つまり、「又は」以下は、「宗教上の組織若しくは団体が行うところの、公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」という意味であるとし、宗教法人により設立された私立大学等に公金が流れないようにする趣旨であると理解する。しかし現実には学校教育法等により当該私立大学にも「公の支配」が及んでいるから、私学助成も結論的には問題はない、というのである。

日本の憲法研究者とアメリカのウィリアムズ研究者とどちらが数が多いかわからないが、両者共に歴史のトラウマと学問のドラマを同時に見せてくれる、いってみれば壮大な事例だと思われる。

2. 「誓約文」制定経緯の問題

i. ウィリアムズによるふたつの腹案

本節の議論は、前節で展開した英文解釈の問題を脇に置いて、“only in civil things”の意味内容につき従来の通説を前提にして進められる。つまり「プロヴィデンス『入植誓約文』」は、政教分離を定めた文書であることに疑いがないものとして、これに取り組むのである。その狙いは、仮に前節の結論に異論があるにしても、実は別の観点からもウィリアムズの「政教分離」思想には疑問の余地があるということを明らかにすることにある。議論の本質は、「プロヴィデンス『入植誓約文』」は歴史的にどのような経緯で、誰によって、誰に向けて書かれたものか、という問いかけである。これにより、問題の文言がなぜ、文末に不自然な形で置かれているのかも、明らかになる。

前述のように、現在評価の対象になっている「誓約文」はウィリアムズがウィンスロップの助言を求めて私信において示したふたつの腹案のうちのひとつが発展したものである。それらのふたつの案はどのようなものであったか。以下にウィンスロップ宛の私信から両者の原文を記す(冒頭のアルファベットは引用者による)。

A. We whose names are hereunder written, late inhabitants of the Massachusetts, (upon occasion of some difference of conscience,) being permitted to depart from the limits of that Patent, under the which we came over into these parts, and being cast by the Providence of the God of Heaven, remote from others of our countrymen amongst the barbarians in this town of New Providence, do with free and joint consent promise each unto other, that, for our common

peace and welfare (until we hear further of the King's royal pleasure concerning ourselves) we will from time to time subject ourselves in active or passive obedience to such orders and agreements, as shall be made by the greater number of the present householders, and such shall be hereafter admitted by their consent into the same privilege and covenant in our ordinary meeting. In witness whereof we hereunto subscribe, &c.⁽²³⁾

○

B. We whose names are hereunder written, being desirous to inhabit in this Town of New Providence, do promise to subject ourselves in active or passive obedience to such orders and agreements as shall be made from time to time, by the greater number of the present householders of this Town and such whom they shall admitt into the same fellowship and privilege. In witness whereof, &c.⁽²⁴⁾

このふたつはもともと性格が異なり、前者はウィリアムズが自らを含む第一次入植者の家長を対象として想定した契約文書案（これをAと呼ぶ。この案が具体的にどう結実したかについては資料が残っていない）であり、後者は若者と新参者を対象とした文案（Bと呼ぶ）である⁽²⁵⁾。ここで重要なのは、ウィリアムズは最初期の入植者と第二次以降の新参者の社会契約文書を分けて発想していたということである。この件については後に詳述する。

私たちが知る「プロヴィデンス『入植誓約文』」はBが発展してできたものである。1-iの冒頭に掲載した英文の綴りを現代風に直して再掲すると以下ようになる（これをCと呼ぶ）。

C. We whose names are hereunder desirous to inhabit in the town of Providence do promise to subject ourselves in active or passive obedience to all such orders or agreements as shall be made for public good of our body in an orderly way by the major consent of the present Inhabitants masters of families Incorporated together into a town fellowship and others whom they shall admit unto them only in civil things.

BとCの間に大きな違いはないが、一見して分かるように、Bには問題の“only in civil things”が存在しない。つまりこの案を手紙に書いた時には、ウィリアムズには政教分離の発想はなかったということである。これは1638年の3月24日以降の手紙であると思われるから、通説通りにCの「誓約文」本文が1638年中に作られたとするなら、同じ年内にウィリアムズは政教分離に関する文言を新たに文案に、しかも文末に曖昧な形で埋め込んだということになる。

この事実に対しては、ロードアイランド史学者のシドニー・ライダーが、①BとCは内容が概ね一致していること、②ウィリアムズは、文案を読むウィンスロップの政教一致の立場を考慮した〔と思われる〕こと、③政教分離はウィリアムズの著書の主張と一致すること、の3点を挙げて相互に齟齬はないとしている⁽²⁶⁾。しかし、①はあえて特筆すべき意味なきことがらではなく、③は論点先取の虚偽であり（この時期にウィリアムズの著作はまだ一冊も出版されていない）、②は、そうだとしたらはじめからウィンスロップに助言を求めらるだろうか、という疑問をただちに提示することができるだろう。

ii. 問題の展開

ここまでの記述を整理するなら、

- ① セツルメントの拡大に伴い居住者の間に何らかの契約文書が必要と考えるに至ったウィリアムズは、自らを含む家長対象の文案（A）と新規参入者対象の文案（B）を作成し、1638年の3月以降にウィンスロップの助言を求める手紙を書いたが、
- ② そのどちらにも「宗教を除く世俗の事項に限るものとする」の文言は存在せず、
- ③ Bの発展形が1638年中に「プロヴィデンス『入植誓約文』」（C）となったが、
- ④ ここで初めて「宗教を除く…」の文言が文末に現れることになった、ということである。

ここでAとBの関係に焦点を当てよう。見逃されがち、というより常に見逃されてきたのだが、AとBではその名宛人が異なるという事実が強調されなければならない⁽²⁷⁾。Aに署名すべき人間はウィリアムズをはじめとする第一次入植者であり、Bはそれ以降の入植者である。Aはプロヴィデンス構成員の原初の約束事であり、Bは新参者がAの署名者に対してそこに書かれていることを誓約し、要求しているのである。したがって、Bの発展型たるCによれば政教分離を要求する文言（“only in civil things”）があったとしても、これはこの文書にサインする第二次以降の入植者の宣言であり、ウィリアムズのそれではない。理解のために、序の最終部分で紹介した通説による訳文をそのまま再掲する。

我々、プロヴィデンス・タウンに居住を希望する下記の者は、タウン家長会議を構成する現在居住の家長および将来家長会議に加入を認められる者の多数決により合法的に、公共の安寧と福祉のため、定められるすべての命令と合意事項に、自ら進んで、また、たとえ異議があっても従うことを誓約するが、それは宗教を除く世俗の事項に限ることとする。

ウィリアムズがこれをいっているのなら、なるほど彼は政教分離の主張者である。しかし繰り返すが、ここにいう「我々」「下記の者」にウィリアムズは入っていない⁽²⁸⁾。ウィリアムズは「世俗の事項に限ることとする」と、いわれている方なのである。ここにサインをする人間が、（構成員の信仰を制限・統制する可能性のある）第一次入植者に対して、あなたたちは宗教を除くことがらにしか関与できません、といっている。

しかし、といわれるであろう。法的な拘束関係はそうであっても、これらはもともと両方もウィリアムズが構想したものなのだから、実際にはすべてウィリアムズの実思想の反映と見ても良いのではないかと。第一次入植者たる自分の権限を拘束する文書を作ること自体、彼の進歩性の表れではないかと。

この疑問の解を握るのは、リチャード・スコットという、研究者にもあまり知られないひとりのバプティストである。スコットがバプティストであったという事実は「入植誓約文」として重要な意味を持つものであるから、次節ではまず、迂遠でもバプティストの歴史を遡らなければならない。

3. バプティストとリチャード・スコット

i. アナバプティスト

ひと言で「宗教改革」といってもその潮流は多様であり、内部で互いに相反する点はカトリックとプロテスタントの間よりも多く、激しいとすらいえる。ルターとツヴィングリの間で戦われた「聖餐論争」での共在説と象徴説の違いは、両者のマールブルク会談を最終的に決裂に導いている⁽²⁹⁾。プロテスタントたるピューリタンの一員であるロジャー・ウィリアムズがそのもとを離れ新大陸に逃れたのは、これもプロテスタントに分類されるアングリカン・チャーチに反発してであった。

バプティストの源流であるアナバプティストは「宗教改革左派」とも呼ばれるように、ツヴィングリの宗教改革に飽きたらずに1520年代にチューリッヒに初めて生まれたグループである⁽³⁰⁾。ここに特徴的なのは、幼児洗礼の効果を認めず、洗礼は信仰の意味を理解できる成人になってから初めて行われるべきであるという主張であった。宗教改革が「信仰のみ (Sola fide)」をスローガンのひとつにしている以上、この論理は説得力を持ち、それゆえカトリックの秘跡とプロテスタントの聖礼典を脅かすものとしてアナバプティスト諸派はいたる所で迫害を受けることになる。ユスティニアヌス法典においても幼児洗礼の否定と再洗礼の実行は三位一体論の否定と並んで死刑によって禁じられる重罪であったが、さらに1528年の時点でもスイス諸都市では再洗礼の実行は死刑を含む嚴罰の対象とされ、1529年、シュパイアーで開かれたドイツ帝国会議はアナバプティストに対して帝国追放令を發布している。ドイツ農民戦争の後、迫害と殉教の意識を強く持ったアナバプティストの諸派は世界各地に逃れたが、この伝統の下、17世紀に英国でジョン・スミスにより創始され、アメリカで発展したのが現在のバプティストである。このように歴史的にカトリック、プロテスタントの双方から迫害を受けて来たバプティストは、それゆえに「信仰の自由」に大きな価値を見出していた。1611年、アムステルダムの子バプティストにより発せられた「信仰宣言」には、キリスト教徒の団体による初めての信仰の自由の宣言文が見られるという⁽³¹⁾。

ちなみに、現在のアメリカ合衆国憲法修正第一条「連邦議会は、国教の樹立をもたらす法律、もしくは自由な宗教活動を禁止する法律を制定してはならない」(Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof.)の前段部分(カンマの前まで)は国教条項と呼ばれ、政教分離を定めたものとされているが、その代名詞とされる「教会と国家の分離の壁」(a wall of separation between Church and State)という言葉は、ダンベリー協会というバプティストの団体を送った信書(1801年10月7日付)に対して、時の大統領たるトマス・ジェファークソンが回答した言葉に由来している(つまり憲法とは関係がない)。この信書においてバプティスト側は修正第1条が信教の自由を侵害することになるのではないかと心配し、ジェファークソンはそれは杞憂であると応えているのである。バプティストが信教の自由に対して持っていた特別のこだわりがここからも分かる。

ii. リチャード・スコット

話を「入植誓約文」に戻そう。最終的に13名がサインすることになった上記Cは、原案はウィリアムズのものだが、実は現物は彼によって書かれたものではない。それは筆頭署名者のリチャード・スコットによって記され、上位3名の署名（リチャード・スコット、ウィリアム・レイノルズ、ジョン・フィールド）もスコットのペンによるものである⁽³²⁾。

リチャード・スコットは1607年、英国のサフォークに生まれた。1634年の新大陸移住の前に結婚しているが、妻のキャサリンはアンチノミアンのアン・ハッチンソンの末妹である。その関係もあってか、マサチューセッツにおけるハッチンソンの宗教裁判の場では、スコットは彼女の側に立って破門処分への慎重論を展開している⁽³³⁾。その後はハッチンソンの追放にしたがってプロヴィデンスにやって来たが、アクイドネック島に向かった彼女とは別れ、ウィリアムズのもとに留まっている。ここで重要なのは、スコット本人は当時バプティストであり、ウィリアムズの再洗礼にも間接的に関わっているということである。この件につき、1639年3月16日の『ウインスロップの日記』は以下のように記す。

プロヴィデンスでは事態は悪化している。というのはスコットという男の妻—ハッチンソン婦人の姉妹で再洗礼にかぶれている—が昨年彼の地に来て来たからである。ウィリアムズ氏は彼女によってその〔バプティストの〕信仰告白をするよう仕向けられ（というより励まされたというべきか）、ホーリマンとかいう貧弱な男に再洗礼を施されるに至った⁽³⁴⁾。

スコット本人ではなく妻のキャサリンが主導していることが注目されるが、「姉に似て激しい気性の持ち主」であったキャサリンが半ば強引にウィリアムズに洗礼を施させたい⁽³⁵⁾。その後のウィリアムズはアナバプティズムに疑問を感じ、せっかく設立した同教会を脱退してしまう。スコットは後にはバプティストからクエーカーに宗旨替えし、教祖でありウィリアムズの論敵でもあるジョージ・フォックスに宛ててウィリアムズを批判する書簡を送ったりしている⁽³⁶⁾。

iii. 「入植誓約文」との関係

「入植誓約文」の書記者であるリチャード・スコットが信教の自由を特別に重んじるバプティストの一員であったことは、「誓約文」の成立とその意味に関して特別な意味を持つものである。2－iiの冒頭で述べたことと一部重複することになるが、本節のこれまでの議論をまとめると、

- ① 「プロヴィデンス『入植誓約文』」はウィリアムズのウインスロップ宛書簡にその原案を見ることができるが、そこには「宗教を除く世俗の事項に限る」という文言はないこと。
- ② 「入植誓約文」の署名者は第二次入植の13名であり、そこでの誓約・要求はウィリアムズをはじめとする当初入植者に向けられたものであること。
- ③ 「入植誓約文」はバプティストたるリチャード・スコットによって書記され、筆頭署名者（とその後の2名のサイン）もスコットであること。
- ④ スコット書記版「入植誓約文」になって初めて、ウィリアムズの案にはなかった「宗教を除く…」の文言が文章末尾に現れること。
- ⑤ バプティストはそれまでの歴史的経緯から、信教の自由を熱望する宗派であったこと。

以上のことから無理なくいえるのは、1638年、アメリカ大陸のプロヴィデンスタウンにおいて13名の入植者によって署名された「入植誓約文」は、「宗教を除く世俗の事項に限ることとする（“only in civil things”）」という文言に関する限り、これはリチャード・スコットの思想の表れであり、ロジャー・ウィリアムズの「政教分離」思想と結びつけてきたこれまでの理解は、修正される必要があるということである。歴史解釈に許される推測の範囲で述べるなら、ウィリアムズに「誓約文」案を示されたスコット側は⁽³⁷⁾、自分たちの信仰の領域だけは家長会議の決定から護っておきたいと考え、“only in civil things”の語句を末尾に加え、これにサインしたということになる。

容易に想像がつくが、第一次入植者で構成される家長会議はそれ以外のものに対しては閉鎖的に運営され、入植と家長会議への所属の可否はもとより、プランテーションの運営に関する議決権も一般には開放されていなかった⁽³⁸⁾。このことは、「入植文」の文言そのものから窺うことができるし、ウィリアムズがウインスロップに相談したことがらのひとつに、家長会議の決定に対して自らの拒否権を制度化できないか、という案件があったことから明らかである⁽³⁹⁾。家長会議は文字通り、いってみれば「世帯主」の集まりであり、そこにプランテーションの立法権と行政権、司法権が集中していた⁽⁴⁰⁾。スコットたちは当時の人間として、また新規参加者として、その世俗的決定にしたがうことは了としながらも、バプティストとしての信仰にだけは容喙しないでくれ、とギリギリの抵抗を試みたのである。

4. ヴェリン・ケース

本稿の結論にはいる前に、ここでひとつの興味深い事例をみておきたい。それは多くの論者によって、ウィリアムズの「信教の自由・政教分離」思想の実例として言及されるとある夫婦喧嘩の話である⁽⁴¹⁾。

セーラムから移住してきたジョシュア・ヴェリンは、間もなくウィリアムズの説教を聞かなくなり、礼拝も1年間に亘って欠席するようになった⁽⁴²⁾。これに対してヴェリンの妻はウィリアムズに深く傾倒し、熱心に説教にも通っていたので、当然のごとく夫婦仲は険悪になり、ヴェリンは妻の外出を許さずに暴力すら振るうようになったという。その結果、ヴェリンは妻の信仰の自由を侵害したとして、家長会議の決定により公民権を停止されたのである。この処置をもって、プロヴィデンスではたとえ夫婦の間でも個人の信仰の自由が尊重されるという原則が確立していたと、多くの論者によりいわれている。

私人間に信仰の自由の問題は発生しないという、当時から2世紀経って確立した法理論は脇に置くとしても、この評価はとてもおかしなものに思える。当時の女性は、それこそ聖書を根拠にして男性に従属することが義務とされていた⁽⁴³⁾。またDV防止法なるものは、先進国たる日本においても21世紀になってやっと成立したものである⁽⁴⁴⁾。つまりヴェリンとしては、つまりない説教は聞かずに自分と子どものそばにいてくれという（当時の）夫の当然の要求をしているに過ぎないのであり、これを大上段に「信教の自由」の問題として扱うことには無理があるのである。試みに逆のケース、すなわち妻が教会に行くのをいやがり、夫が実力を持ってこれを同行させた場合、ウィリアムズを中心とする家長会議はやはり妻の信教の自由の侵害（いうま

でもなく、ある信仰を持たないことも信教の自由に含まれる)としてヴェリンの公民権停止に踏み切っただろうか、と考えてみれば問題の本質が分かるだろう。また仮に百歩譲ってこれを信仰の問題としてみても、上記「入植誓約文」の「宗教を除く世俗の事項に限る」という文言を額面通り受け取るなら、家長会議はここでその文言に反して宗教に関する事柄について決定を行っていることになる。否、宗教ではなく暴力についての罰なのだ、というのなら、「信教の自由の確立云々」の評価は取り下げなければならない⁽⁴⁵⁾。つまりこれは端的に、プロヴィデンスの(宗教共同体的)体制側が反体制分子に対して加えた懲罰であるということである。政教分離はなされていない。

ここで、この事件に関連する小さからぬ問題を取り上げておきたい。奇妙なことに、研究者によって「ウィリアムズの政教分離」といわれる時、それは例外なく〈世俗側が宗教側に介入しない〉という事実のみに注目し、はたしてその逆はどうか、という肝心の問いが見過ごされているのである。ヴェリン・ケースにおいても、ここでは明らかに〈教会に行くこと・説教を聞くこと〉という宗教側(の利益)が世俗の家族問題に介入し、ヴェリンに対して公民権停止という世俗の罰を与えている。

またマサチューセッツ追放前のウィリアムズは1634年、一般民衆に新たに「忠誠の宣誓」という誓いを課すという当局の試みに強硬に反対している。これもウィリアムズの政教分離思想の発露とする理解が支配的なのだが、彼の反対理由はあくまでも、信仰心の確認された自由公民だけでなく一般民衆までが神の名を用いて宣誓することを嫌う、いってみれば宗教の純粋性を担保するところにあったということに留意すべきである。この場合、一般民衆の側は別に宣誓することを嫌がってはならず⁽⁴⁶⁾、有事の際に備えてすべての住民の結束を固めるという明らかな世俗目的はウィリアムズの宗教的確信により阻止された形になっている。

1635年のボストンで物議を醸し、ウィリアムズのマサチューセッツからの追放の一因ともなった主張も、「政権の為政当局者は十戒の前半に示された安息日の遵守などの宗教的戒律に対する違反行為を処罰することはできない」というのみであり、逆に「教会指導者は十戒の後半に示された殺人の禁止など世俗的戒律に対する違反行為を処罰することはできない」とは決していわれることはなかった。「政教分離」といった時、その保護法益は何なのか、常に念頭に置くべきであろう。

5. 結論

本稿では、ロジャー・ウィリアムズの政教分離思想の表れとして頻繁に取り上げられる「プロヴィデンス『入植誓約文』」の内容と成立経緯に関して、資料に即して従来の定説に再検討を加えることにより、〈ウィリアムズ = 信教の自由・政教分離〉という等式を解体することを試みた。

まず「誓約文」の解釈に関して、①「誓約文」末尾の“only in civil things”中の“civil”という単語は、必ずしも定説のごとく「宗教を除く世俗の事項」を意味するとはいえないことを辞書上の定義から明らかにし、②仮に語義について定説にしたがうにしても、副詞句としてのその位置から、文章構成上、従来のように文意を解釈すること(「宗教を除く世俗の事項に限られたところの家長会議の決定に従う」)には大きな無理が伴うことを示した。

そしてさらに、訳文に関して定説を受け入れても、③そもそも「入植誓約文」はウィリアムズではなくバプティストのリチャード・スコットによって書記されたものであり、④“only in civil things”の語句も、スコットによってウィリアムズの原案に補足されたものであるから、⑤これをウィリアムズと結びつけることはできず、本稿冒頭でみたようなウィリアムズ評価には大幅な修正が必要である、ということ提起することができた。

いうまでもないが、本稿はウィリアムズと信教の自由・政教分離の繋がりを^{ほど}解くことにより、その業績を貶することを目的としたものではない。むしろ逆に、時代と共に遷ろう「人権」と呼ばれる観念からウィリアムズを解放することにより、その神学者としての思想を分析する端緒を掴むことを狙ったものである。

17世紀のロジャー・ウィリアムズが考える宗教（それはすなわちキリスト教である）とは何であったのか。そもそもそれは彼によって「宗教」として捉えられていたのか。その、世俗思想たる「政教分離」との接点はどこにあるのか。本稿から引き継がれるべきこれらの問いについては、稿をあらためて論じることとしたい。

註

- (1) シュミット, C. 著, 「ワイマール憲法における自由権と制度的保障」(佐々木高雄訳), 成文堂, 『人権の憲法判例』, 1980年, 所収, 308頁。
- (2) ドイツ憲法は, 第4条において信教の自由を保障すると同時に, 7条3項では「宗教教育は, 宗派に関わりのない学校を除いて, 公立学校においては正規の授業科目である。宗教教育は, 国の監督権を妨げることがなければ, 宗教団体の教義に沿って行われるものとする」と定める。マルチュケ, H. P. 著, 『ドイツ法入門』(村上淳一訳), 有斐閣, 2008年, 参照。
- (3) 大西直樹他編, 『歴史のなかの政教分離』彩流社, 2006年, 所収, 45頁。
- (4) New York, The Century Co., 1894, p.81.
- (5) New York, The Grafton Press, 1909, p.133.
- (6) 日本評論社, 1946年, 58頁。
- (7) この手紙がいつ出されたものかははっきりしていない。また, これに対するウインスロップからの返書は確認されていない。
- (8) 久保田泰夫, 『ロジャー・ウィリアムズ／ニューイングランドの政教分離と異文化共存』, 彩流社, 1998年, 92頁。
- (9) 本節ではもっぱら契約文書としての「入植誓約文」につき, その文言に絞って考察を行う。これは, 初期プロヴィデンス家長会議の議事記録が残っておらず, 討議の実態に踏み込むことが不可能であるということの他に, これは法関係に関する文書であるから, 文言の意味するところが最重要であるという認識によっている。上に引用した諸研究者もこのような立場により, 「誓約文」の文言を解釈, 評価している。
- (10) Rogers, H. (ed.), *The Early Records of the Town of Providence, Volume 1*, Providence, Snow & Farnham City Printers, 1892, p.1. イタリックは引用者による。以下同様。3行目の“or”は, 文意上“our”を意味するものと思われる。

- (11) 『ジーニアス英和大辞典』電子版，大修館，2006年。
- (12) *Oxford Advanced Learner's Dictionary*, Digital Edition, Oxford University Press, 2005.
- (13) *The English Dictionarie* [sic], *The eighth Edition*, London, A. M. for T. W., 1647.
- (14) *The Dictionary of the English Language, Vol. 1*, London, Printed for J. F. and C. Rivington, 1785.
- (15) 文章だけではない，歴史的な考察は2．以下で追って行く。
- (16) Massachusetts Historical Society (ed.), *Collections of the Massachusetts Historical Society : 3rd series*, Boston, The Society, 1838, p. 45.
- (17) 後にジョン・ロックも1673年から74年の間に書いた覚え書きに*On the Difference between Civil and Ecclesiastical Power*というタイトルを与えている。
- (18) また，Bicknell, T. W., *The History of the State of Rhode Island and Providence Plantations*, New York, The American Historical Society, Inc., 1920, p. 167, は，以下のように記している。「『家長会議』は共同体の統治主体であった。それは妻帯した家長に排他的統治権限を与えた。所有不動産を管理するため，またすべての人が『積極的に，又は消極的に服従』しなければならない『命令と合意事項』を得るために，ウィリアムズ氏によって選ばれた土地所有者の閉鎖的法人であった。」
- (19) 久保田，前掲書，94頁。
- (20) Bartlett, J. R.(ed.), *Letters of Roger Williams. 1632-1682. Now first collected*, Providence, Printed for the Narragansett club, 1874.
- (21) Williams, R., *A Key into the Language of America* , London, Gregory Dexter, 1643.
- (22) 本稿では触れることはできないが，ウィリアムズには，*The Bloody Tenent of Persecution for Cause of Conscience*, London, Hanserd Knollys Society, 1644, というやはり政教分離を説いたとされる代表的著作がある。
- (23) Bartlett (ed.), *op.cit.*, p.5.
- (24) *Ibid.*
- (25) 久保田，前掲書，91頁は，「彼〔ウィリアムズのこと〕は誓約書を，家長を対象にしたものと，独身成人男子を対象にしたものとの二本建てにしたが，…」と記している。しかしここで大切なのは，第一次入植者とそれ以降の者との別である。以下にウィリアムズの原文を記す。
- I have therefore had thoughts of propounding to my neighbors a double subscription, … The first concerning ourselves, the masters of families ; … Concerning those of few young men, and any who shall hereafter desire to plant with us, this … *Ibid.*
- (26) 久保田，前掲書，94頁。資料として Rider, S. S., *An Attempt to Place a Man Named Richard Scott in Roger Williams Place in History*, Book Notes, Historical, Literary and Critical, Vol.33, No.3, Providence, 1916, pp.17-19, が指示されているが，原文を入手することはできなかった。
- (27) これは重要な問題である。たとえば日本国憲法は，国民ではなく国家を名宛人としている。「憲法を守る」のは国家権力であり，国民には憲法の条文を直接的に守る法的な義務はない。だからこそ，一般市民による特定教団の信者に対する迫害は，信教の自由侵

- 害の問題として構成することができないのである。
- (28) この「誓約文」(C)に署名しているのは以下の13名である。
Richard Scott, William Reynolds, John Field, Chad Browne, John Warner, George Richard, Edward Cope, Thomas Angell, Thomas Harris, Francis Wickes, Benedict Arnold, Joshua Winsor, William Wickenden. Rogers (ed.), *op.cit.*, p.1.
これに対してウィリアムズが初めてプロヴィデンスの土地を譲渡した(Aの当事者)のは以下の12名である。
Stukeley Westcott, William Arnold, Thomas James, Robert Cole, John Greene, John Throckmorton, William Harris, William Carpenter, Thomas Olney, Francis Weston, Richard Waterman, Ezekiel Holyman. Bicknell, T. W., *The History of the State of Rhode Island and Providence Plantations*, The American Historical Society, Inc., New York, 1920, p.119.
- (29) のみならず、第二次カッペル戦争(1531年)でのツヴィングリリの戦死の報に接したルターは、これに快哉を叫んだという。
- (30) 「アナバプティスト」という特定の宗派があるわけではなく、「スイス同胞団」「南独再洗礼派」「フッター派」等、諸派が入り乱れていた。
- (31) Straus, *op.cit.*, p.132.
- (32) Peckham, S. F., *Richard Scott and his Wife Catharine Marbury*, Boston, Press of David Clapp & Son, 1906, pp.4-5. 「入植文」のファクシミリ版を見ると、これがウィリアムズの筆跡とは異なり、本文に加えて筆頭三者は同一人物により署名されていることは、明らかに思われる。
- (33) *Ibid.*, p.3.
- (34) Hosmer, J. K. (ed.), *Winthrop's Journal Vol.1*, New York, Charles Scribner's Sons, 1908, p.309.
- (35) 久保田, 前掲書, 129頁。
- (36) Fox, G., *A New-England Fire-Brand Quenched, the second part*, Londn, EEBO Editions, 1678, p.247.
- (37) リチャード・スコットの他に第4署名者(つまり自筆の署名者ではスコットの次)のチャド・ブラウンがバプティストであったことが明らかになっている。 Bicknell, *op.cit.*, p.198.
- (38) 註18, 参照。
- (39) Bartlett (ed.), *op.cit.*, p. 6.
- (40) これは全く異様なことではない。三権分立を説いたとされるモンテスキューの『法の精神』は、これから100年以上後の1748年に初めてジュネーブで出版されている。
- (41) Rogers (ed.), *op.cit.*, pp.4-5.
- (42) ウィリアムズはこの「困った隣人」についても、書簡でウィンスロップに報告している。 Bartlett (ed.), *op.cit.*, pp.95-96.
- (43) 1 Timothy 2 (NIV) 11 A woman should learn in quietness and full submission. 12 I do not permit a woman to teach or to assume authority over a man; she must be quiet. 13 For Adam was formed first, then Eve. 14 And Adam was not the one deceived; it was the woman who was deceived and became a sinner. 15 But women will be saved through childbearing — if

they continue in faith, love and holiness with propriety.

- (44) 2001年法律第31号。配偶者からの暴力に係る通報，相談，保護，自立支援等の体制を整備し，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。
- (45) 当時の記録には明確に「信仰の自由の侵害」の文言がある。Rogers (ed.), *op.cit.*, p.5.
- (46) いうまでもないが，一般民衆とて異教徒や無神論者というわけではなく，“regeneration”という「神学的」プロセスを経っていないというだけのことである。

The Relationship between “Separation of Church and State” as Seen in “The Providence Compact” and Roger Williams

Tsutomu NAKAYAMA

Born around 1603, Roger Williams is widely believed among scholars to be the founder of the notion of “separation of church and state” and author of “The Providence Compact.” In 1638 he proposed the first legal document proclaiming the principle. The Compact states that the town meeting of Providence, which consists of married male land-owners, may decide anything democratically, but its jurisdiction must be strictly limited “only in civil things,” or that it cannot touch the realm of one’s conscience. Some say this idea led to the U.S. Constitution’s First Amendment which would be ratified in 1791. With the historical fact that the Constitution itself is the very first of its kind in the world which guarantees the liberty of conscience, people naturally are astonished by Williams’ insight.

This present thesis analyzes the Compact especially the phrase above and its historical background to see if this traditional understanding is correct.

First, utilizing several contemporary dictionaries, meanings of the word “civil” then are investigated to find out whether pitting it against “ecclesiastical” is persuasive. In other words, can we assume that the word, “civil” implicitly excluded things religious when used in the phrase “only in civil things” without referring to anything else ?

Second, it is demonstrated that the grammatical structure of the sentence including the phrase does not necessarily support the interpretation made by scholars. In short, this phrase can be read as a prefix to restrict new comers’ commission in the town meeting to things civil while the original founders of the plantation do freely argue and decide on things religious as well.

Third, an important fact that the Compact itself was not written down by Williams is revealed. Though he made the scheme himself, the document was penned by Richard Scott, a Baptist.

And finally, exploring the relationship between the Christian Baptist and the history of religious liberty, it is argued that the phrase in question “only in civil things” was added to the original Compact by Scott and has nothing to do with the thought of Roger Williams. It can be safely concluded that Williams then had no intention of establishing any liberty, freedom or discretion by “The Providence Compact.”

The purpose of this thesis is not to trifle the record of Williams but, on the contrary, by liberating him from a fragile notion of “human rights,” to put us on the threshold of getting a new image of a religious genius. Who was Roger Williams, and what did he want to accomplish? This is the opening chapter of a new study.